

総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会
液化石油ガス流通ワーキンググループ（第5回）議事要旨

日時：令和5年5月11日（木曜日）14時～16時

場所：経済産業省別館2階238各省共用会議室

出席者：

- 委員：内山座長、浦郷委員、柴崎委員、高橋委員、豊國委員、中田委員、林委員、吉田委員
- オブザーバー：嘉村様（エルピーガス振興センター）、橘川様（国際大学・大学院国際経営学研究科）、村田様（全国LPガス協会）、吉田様（日本LPガス協会）
- 関係省庁：国土交通省不動産・建設経済局 峰村参事官（不動産管理業）、国土交通省不動産・建設経済局不動産課 伏原不動産政策企画官、国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 須賀課長補佐、消費者庁消費者政策課 大木政策企画専門官
- 事務局：定光資源・燃料部長、永井石油流通課長

議事概要

事務局から資料3「賃貸集合住宅・戸建てにおける商慣行是正に向けた論点」を、国土交通省 峰村参事官から資料4「LPガス料金の情報提供についてのアンケート結果」を、TOKAIホールディングス 豊國委員から資料5「営業活動の現状と課題解決に向けて」を、日本瓦斯 吉田委員から資料6「集合住宅における「無償機器問題」・建売住宅における「無償配管問題」の課題と改善策のご提案」を説明後、委員からの主な意見は以下のとおり。

■議論の進め方

- ・本WGで過剰な無償貸与はやめるべきだと各委員から意見があり、このWGでもこの方向で議論を深め、様々な各種問題を一つひとつ解決したい。
- ・戸建てについては、賃貸集合住宅と切り離してもう少し議論すべき。他方、賃貸集合住宅については事務局の提案通り、早急に動くべきである。
- ・事務局資料のベクトル、方向性については概ねの合意が得られたが、そのディテールについては、それぞれの論点に対して具体的にどうするかたくさん意見があった。このディテールを詰めていくという作業を考えていきたい。

■賃貸集合住宅（無償貸与）

- ・集合住宅と戸建ての違いは、入居者がガス会社を選択できることである。戸建ては料金を払えば希望のガス会社からガスの供給を受けられるが、集合住宅は、オーナーが取り付けた配管を一入居者が設備費を支払って、ガス会社を変えることはできず、オーナーに従うしかない。
- ・マンション等の賃貸集合住宅は、高いガス料金だとはっきりさせるべきであり、3部料金制を適用すべき。
- ・3部料金制を取っている業者が極めて少ないのは、どれだけのものに投資しているのかよくわかるから。
- ・賃貸の場合には、入居者である消費者に、経済的不利益が生じており、早急な手だてが必要ではないか。契約先を選ぶことができず価格を強制されている、また本来、大家が負担すべき設備費をガス代金に計上されており、被害と言ってもいい。
- ・全国のLPガス事業者の中でも約9割は行き過ぎた無償貸与は無縁だと思う。渋々つき合わされているというのが現状であると思う。

- ・この商慣行が続く限り、消費者の知る権利が保証されない。
- ・国交省が提示されたアンケート結果から、情報を持っているからには、その情報をきちんと消費者に提示をしていただきたい。消費者が料金を知った上で選べるようにしていただきたい。
- ・不動産会社や賃貸オーナーの不当な行為について、国交省としてどう考えるのか。

(国交省からの回答)

⇒消費者保護において、課題があると思っている。現時点で、情報提供を要請等調査していくことができることであり、これをしっかりやっていく。

- ・賃貸向け LP ガス料金からの設備の外出しだが、LP ガス販売事業者と不動産オーナーとの契約に基づき、LP ガス販売事業者が適切な対価を回収するスキームとすることが必要。表裏一体であるが、不動産オーナーが LP ガス販売事業者が支払った設備の対価を家賃に明示して対処することをルール化すべきだと考える。また、法令上担保した場合に、消費者も含めて周知徹底させる。相当の時間を要するため、経過措置も念頭に置くべき。
- ・入居者の了承なしに、LP ガス事業者の切り替えが行われることについては、入居時に切り替わる可能性がある説明をする等、トラブルが発生しないように明確なルールが必要である。
- ・賃貸集合住宅居住者向けの LP ガス料金情報の提供は、LP ガス販売事業者と不動産事業者の足並みが揃った形での動きが必須。
- ・過剰投資はしないという一致は取れた。

■戸建て住宅（貸付配管）

- ・付合の理屈について、集合住宅の場合、配管が建物の一部であるということは、賃料で設備費をとるべきであり、大家さんが払うべきであるにもかかわらず、戸建て住宅のときにしか付合の理屈を出さない一部の事業者がいる。
- ・戸建ては、設備費を明らかにし、情報を提示するべきである。消費者に選択の機会を与えてほしい。
- ・設備費を外出しすることについては難しいかもしれないが、表示の仕方を工夫するべき。
- ・資料にある LP ガス機器以外の計上禁止だが、禁止となっている消費設備の具体的な対象を明示してほしい。

(事務局からの回答)

⇒消費設備の定義は、あくまでもガス消費機器である。ガスを使わないようなエアコンなどの機器は明らかに違うので、しっかり定義していく。

- ・3部料金制は、徹底ではなく義務化すべき。

(事務局からの回答)

⇒LP ガス事業者には、販売の基準に沿って営業しなければいけないという法律事項があり、守られていない場合には改善命令、さらにそれもきかない場合には販売事業者の資格を取り消しとする処分があるため、ここで明記できれば、法律の罰則がかかるようになると思っている。

- ・戸建て関係において、設備費を外出しし、3部料金制で透明性を確保するべき。

■制度改正の方向性

- ・設備費用とガス料金は別建ての契約であり、ガス料金に設備費用を計上してはいけない。これを実行する際には、法的なものが必要だと思う。
- ・法的措置をとるのは賛成だが、こういったやり方にするかは考えるべき。実際に使えない規制になってしまうため可能であれば定量的な基準を考えたほうがいい。
- ・公正な取引方法の規制を液石法で定めるには、工夫を要する。また規制の実効性をどう担保するかという問題がある。

- ・消費者が不利益を被っている現状があり、業界の都合で対応が遅くなることはありえず、法で断行するべきである。

■その他

- ・ブローカーによる不当な介入という問題もある。
- ・本 WG には大手企業も入っているため、リーダーシップを発揮していただきたい。それに中小零細はついていく。大手企業から原点に立ち返って、消費者のためになるようにしていただきたい。
- ・液石法の矛盾はある。電気や都市ガスは供給設備がどうであれ、個別に選べるが、今の液石法の建付けでは、その建物に住んでいる人は同じ会社から供給を受けなければならない。このあたりの扱いが難しい。
- ・選択の自由が契約の時点で狭められていることは問題があるのではないか。